

職務内容書

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

- ・独立行政法人航空大学校は、「航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ること」を目的とし、我が国唯一の公的な操縦士教育訓練機関として、航空輸送の基幹的要員となる高質な航空機操縦士の養成を行っています。
- ・今回の公募の対象である理事長は、当法人を代表し、長年の乗員養成の経験と蓄積されたノウハウを活かし次代の航空界を担う優秀な操縦士を養成するとともに、関係機関との調整を図りながら日本の航空界の発展と安全運航の確立に寄与するという責務を持って、当法人の事務・事業を総理することが求められます。このため、航空分野について精通するとともに、業務運営にあたり、リーダーシップを発揮して業務を的確に遂行できる十分な能力を有する者を求めています。

1. 機関名：独立行政法人航空大学校

（法人の業務概要）

当法人は、平成13年4月に設立された独立行政法人であり、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、基幹的要員となる航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とし、具体的には主に次の業務内容を行う。

- （1）航空機の操縦に関する学科教育及び実科教育
- （2）航空機の操縦に関する教育の調査・研究
- （3）学校の教育の実施計画に関すること
- （4）訓練機への運航情報の提供
- （5）訓練機の整備及び改造

2. ポスト：理事長 1ポスト1名

〈任期：1年 令和2年4月1日～令和3年3月31日（任命の日から、当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで）〉

3. 職務内容

理事長は、航空輸送の基幹的要員となる高質な航空機操縦士の養成を行うため、法人の基本的な経営方針を立案し、主務大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき、航空機の操縦に関する教育等、以下の運営管理業務（役職員約120名）を総理するとともに、役職員の指揮監督、業務運営のマネジメント、コスト縮

減等の取り組み、関係機関との調整を行う。また、教育訓練における航空機の安全運航を確保するため、安全に関する取り組みを統括的に管理するとともに、航空機事故等の緊急事態発生時には、迅速かつ的確な事故処理体制を構築し、指揮を行う。

※独立行政法人航空大学校の主な組織、業務

(1) 宮崎本校（学科教育及び陸上単発機の事業用取得課程）

①学科教官

学科教育の運営及び調整並びに学科に関する調査・研究。

②実科教官

実科教の運営及び調整並びに実科に関する調査・研究。

③企画室

法人の運営に係る重要事項についての調査、企画及び立案に関する業務。

④総務課

法人の業務執行の総合調整、連絡及び広報に関すること並びに職員の人事、給与及び福利厚生に関する業務。

⑤会計課

法人の予算及び決算並びに会計の監査、収入及び支出に関すること並びに資産及び物品の取得、管理及び処分に関する業務。

⑥教務課

教育の実施計画、学生の教育の考査及び学生の募集、入学、卒業に関する業務。

⑦運用課

航空機の運航状況の把握、運航情報の提供及び運航調整に関する業務。

⑧整備課

航空機の整備及び改造、整備計画に関する業務。

(2) 帯広分校（陸上単発機の事業用取得課程（自家用相当部分））

(3) 仙台分校（陸上多発機の限定取得及び計器飛行証明取得課程）

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で70歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・当法人が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有し、法人の経営・運営を実施していくに当たっての強い意欲が認められること。
- ・航空機の運航、整備等航空分野に精通するとともに、大学等の教育機関、民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、100人規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。
- ・法人を取り巻く状況を把握し、先々を見通し基本的な方向性を示す能力や業務の

質と効率性の向上に向けた意識のほか、コスト意識を有していること。

- ・組織運営、人事・労務管理、予算管理等に関し、高度な判断能力・調整能力・組織統率能力を有し、リーダーシップを発揮できると認められること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。

5. 勤務条件

(1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：航空大学校本校（宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田652-2）
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・給与：年収約1,500万円（期末手当及び勤勉手当含む）及び通勤手当
- ・福利厚生：国家公務員共済組合法適用〔短期給付（健康保険相当）及び長期給付（厚生年金相当）〕、健康診断（年1回）
- ・危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合あり
- ・その他：給与等の条件は変わることがある

(2) 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する
 - ①一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ②二次選考（面接審査）
 - ③外部有識者による選考委員会の審議を経て国土交通大臣が任命※公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部の有識者による推薦の手続により選考を行う場合があります。

6. 応募方法

(1) 応募書類等（応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承ください。）

①履歴書

②自己アピール文書

- ・A4で2枚以内。2,000字程度
- ・自らがこのポストに適任であることを示すため、当法人の業務目的及び理事長の職務内容及びそれらに必要な資格・経験等に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。

(2) 応募先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省大臣官房人事課任用第二係

(3) 応募期限

令和元年12月12日（木）必着

7. 欠格事項等

独立行政法人通則法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長となることはできません。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

【参考】

○ 独立行政法人通則法

（役員欠格条項）

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員兼職禁止）

第五十條の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

8. 問合わせ先

（公募手続きに関する問合わせ先）

国土交通省大臣官房人事課任用第二係 03-5253-8111（内線 21286）

（業務内容に関する問合わせ先）

国土交通省航空局安全部運航安全課

乗員政策室乗員技能評価係 03-5253-8111（内線 50306）

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html